

## 令和5年3月定例会

- 1 期 日 令和5年3月22日（水）  
開会 午後2時00分  
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 第4委員会室（市本庁6階）
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長  
住石 英治 教育長職務代理者  
石川 宏貴 委員  
久野 義春 委員  
根本 恵美子 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長  
市村 昌子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長  
飯塚 博文 生涯学習部副参事  
柳 昌孝 生涯学習部副参事（事）学校教育課長  
島 しのぶ 学校教育課指導室長  
岩松 昌弘 生涯学習推進課長

齊 藤 薫 図書館長

山 本 邦 博 給食管理室長

関 正 人 教育総務課長

岩 見 健 治 教育総務課主幹

## 5 議案事項

議案第1号 令和5年度学校教育指導の指針について

議案第2号 鎌ヶ谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第3号 令和5年度図書館運営方針について

## 6 報告事項

報告第1号 令和4年度鎌ヶ谷市教育委員会児童生徒表彰式について

報告第2号 支払督促に対する異議申立てにより訴訟に移行した学校給食費請求事件について

報告第3号 令和5年4月の行事予定について

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

## 7 傍聴者

なし

教 育 長	<p>ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会 3 月定例会を開会します。</p> <p>本日の出席者は 5 名であります。定足数に達しておりますので、3 月定例会を開会します。</p>
教 育 長	<p>本日は、定例で出席している者のほかに、</p> <p>事務局の補助説明員として、図書館長、指導室長、給食管理室長の出席を鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 1 4 条の規定により認めることとします。</p>
教 育 長	<p>本日の定例会の会議録署名委員については、久野委員を指名します。</p> <p>本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>本日の審議案件は、「議案事項 3 件」「報告事項 5 件」です。</p> <p>よろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>議案第 1 号の審議に入ります前に、報告第 2 号「支払督促に対する異議申立てにより訴訟に移行した学校給食費請求事件について」、報告第 4 号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第 5 号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。</p> <p>よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 1 3 条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。</p> <p>報告第 2 号、報告第 4 号及び報告第 5 号を「非公開」とすることに、ご異議はございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>ご異議がございませんので、報告第 2 号、報告第 4 号及び報告第 5 号を「非公開」といたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 1 号「令和 5 年度学校教育指導の指針について」、事務局の説明をお願いします。</p>

## 議案第1号「令和5年度学校教育指導の指針について」

指導室長 議案第1号の提案理由につきましては、年度が替わるにあたり、新しく令和5年度学校教育指導の指針を策定しようとするものであります。参考までに令和4年度の学校教育指導の指針を添付しております。

令和5年度の変更点としましては、大きく三つ。表紙、内容、QRコードの変更をしております。

まず表紙ですが、令和4年度は大きなクローバー1枚で「か・ま・が・や」を表現しておりましたが、令和5年度は小さなクローバーから大きなクローバーへ成長させる、また、基盤となる「地域」を大きく表現するため、令和4年度の植木鉢から令和5年度のプランターへと変更しました。

文言を「地域とともに歩む」から「地域とともにある」と、文科省の表現に合わせて変更しました。学校の教育目標等を地域に知らせ、協働していくという意味があります。

内容ですが、令和4年度までは「か・ま・が・や」の4文字それぞれにつき、学校で取り組んでいただきたいこと、教育委員会で取り組んでいることを掲載しておりました。

実際には、教育委員会で取り組んでいる内容が多くあるため、令和5年度はそれぞれを上段と下段に分けて掲載いたしました。

新たに加えた内容としては、「ま」の重点として「読書活動の推進」（心の教育）。また、変更した内容としては、「か」の部分の「あすチャレ」について、正式名称としております。

併せて、「いじめ防止等の対策に関する基本理念」の部分で、生徒指導提要の改訂を受け、児童生徒に寄り添った積極的な生徒指導ができるように文言の変更をしております。

さらに、QRコードですが、令和4年度は鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針を掲載しておりましたが、令和5年度は文科省HPの生徒指導提要を掲載いたしました。

「25のチェックリスト」は、令和4年度のを継続しております。授業において教師が意識して行う内容となっており、指導訪問時及び年度末、2月末にチェックして授業改善につなげています。

教 育 長 これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

住 石 委 員 表紙で、前年度は「地域とともに歩む」でしたが、今年度は「地域とともにある」というように変わっています。先ほどの説明だと、文科省の文言に準拠するという説明でしたが、市として、「歩む」から「ある」に変更したというのは、どのような背景があったのか、それとも、文科省の文言に合わせたということにすぎないのか、説明をいただきたい。

指 導 室 長 「地域学校共同本部事業」を、いま市内 8 校で取り組んでおりますが、令和 5 年度には全校へ少しずつ拡大していく予定としており、そのことも含め、「地域とともにある」という文言にしてあります。

久 野 委 員 指導の指針が、今回は令和 5 年度分となっていることからみて、これは毎年作られているようですが、何に基づいて作られているのか。例えば条例、規則などに「指針を作らなければならない」といったような規定があるのですか。

指 導 室 長 条例や規則といったものは特にございません。本市では、ずいぶんと前から作成をしており、定例会には報告事項として上げておりました。議案事項としては、今回が初めてのケースです。

久 野 委 員 わかりました。  
内容的には、4 年版に比べ 5 年度は、言葉の言い回し、表現の仕方は違っているものの、90 パーセント以上は同じことを言っているんですよ。  
教育の指針なのだから、毎年そう変わることはないと言われるかもしれませんが、それならば、例えば 3 カ年や 5 カ年の指針にしたりするのも、一つの手段ではないでしょうか。

指 導 室 長 検討させていただきたいと思います。

学校教育課長 かつては、県の方針も毎年改定されていて、それに併せて本市も方針

を改定するといったかたちだったのですが、3年ほど前から県の指針が変わってきています。

本市では、「指導訪問」で、必ず市の教育委員会が市内各学校に毎年、行っており、4月には、研修会を各学校で行うようにしてあります。最近若い先生が増えておりますので、研修会を毎年行っていますが、そのため、大きな変更が生じません。

次年度はどうしていくかということを含めて検討していきたいと思えます。

住 石 委 員

私も、以前に「教育方針」を作成する任に着いていたことがあるのですが、要は、国、県、市という流れのなかで、「今年度の教育は、具体的にはどうするのか」という点については、市のレベルでは、より具体的に示されなければならない。

校長は、こうした指針の下に、自校の経営方針を決めていくわけですね。そして毎年、教職員に「今年度はこんな方針でやりますよ。その基となるのは、これですよ」と言うわけですね。したがって、鎌ヶ谷市の教育というものがどうあるべきか、というのを教育委員会がある程度リーダーシップをとって、それを学校の現場に下ろして、具体的に活動してもらおう。

そういう意味から、「指針」というものを作ってきたのですが、そうとなれば、「指針」というものは、ある程度、流動的なものでなければならない。新しい要因なり条件なりが発現したとき、即座に対応できなければならない。そういう意味では、私は指針というものを毎年、出すことには意味はあると思えます。

確かに県のほうは、恒常化というか固まってしまっているけれども、鎌ヶ谷市の場合、毎年、様々な要因が出てきているわけですから、「学校の現場で、どう教育を行わなければならないのか」という目安のようなものは、市の教育行政にとっては示さなければいけない。

5カ年計画とかそういうのは将来のことになるから別ですが、でも、教育というのは、少なくとも年度単位で、ある程度の融通性をもたせるようなものでないといけないのではないかと私は思っています。

学校教育課長

この10年を振り返ってみると、児童一人ひとりがタブレットを使っ

て勉強をするなんてことは想像もつかなかったことだと思います。それゆえ、これからは、その場のニーズに合った教育の仕方を考えなければならない。

ですから、いまの鎌ケ谷の現況に応じて、というようなことから施策も変えていったりするといったこともありますので、その点を加味しながら、学校長のバイブルとなるようなものを作りつづけたと思っています。

久野委員 だとするならば、4年度版と5年度版の「ここが違うんだ」という詳しい説明が欲しかったです。

学校教育課長 はい。申し訳ございません。

教 育 長 ほかにございませんでしょうか。

石川委員 いじめの防止等に対する基本理念ですが、去年と今年とでQRコードが変わっていますね。去年は「鎌ケ谷いじめ防止基本方針」で、今年は文科省。これを開いてみたのですが、290ページに及ぶ指針となっている。変更した背景には、なにか不都合のようなものがあつたのですか。

指導室長 鎌ケ谷市の「いじめ防止基本方針」が確定されてから数年が経っているという事情もあり、各学校も、いじめ防止基本方針がきちんとできている状況です。

新しく載せました「生徒指導提要」というのが、令和4年12月に改定となったため、そちらのほうをすぐ見られるようにということと、また、QRコードから情報がすぐに見られるようにして、現場の先生に活用してもらいたいという指導室の思いもありました。そこで、このたび、こちらのコードに変更したという経緯がございます。

教 育 長 この件について、ほかの委員さん、どうですか。

根本委員 同じく「いじめの防止対策」なんですけど、今年度、「SOSの出し方教育」という項目が追加されています。この資料にもあるように、「学

校の内外に問わずいじめは起こり得るもの」ということも含めて、子どもに関わってくる大人というのは、先生方だけではなく、保護者とも関わりが深いものであると思います。

「学校での取組」には、保護者は出てきておりませんが、「SOSの出し方教育」というのは、おそらく子どもに対しての教育になってくるだろうと思っています。

そのSOSに気づくための教育というか、気づき得る大人を増やすという意味で、自分たちのような保護者たちがそうした意識を高められるような機会がなにかあればいいなと思っています。

「保護者」という位置づけがケースによって、問題があったときではなく、その前段階の、問題が起こる前の保護者の在り方、そういう心の教育というか、学校の先生たちとの目線が正しく合っているというのは、今後、必要なことと思います。

例えば、「SOSの受けとめ方教育」などという保護者などを対象にする機会があったら、良いような気がします。

教 育 長 いじめの対応について、保護者の関わり方はどうしていったらいいのかということ、この基本理念のなかに付け加えたり、また、そういう必要があったりするのではないかというご意見だと思います。

それに対して、なにか見解はありますか。

学校教育課長 「SOSの出し方教育」ですが、この3年間、コロナ禍で授業参観もままならないという状況にあるのですが、基本的に、コロナ以前には、「道徳の授業を必ず授業参観のときにやりましょう」という方針で行っていました。「いまの道徳の教育というのがどういうものであるのか」ということを周知していたわけです。

「SNSトラブル」についても、保護者の方と一緒に講演会などを企画しておりました。学校のほうでは、間口を広げようとはしているのですが、保護者の皆さんはとても忙しくて、なかなか保護者の方が来られないんですね。

「方針」の最初を「地域とともにある」と変えたのは、生徒指導提要でも、「『チーム学校』といったかたちで進めていきましょう、学校だけでなく地域と保護者と一体になって」ということがあったからです。



ですから、この「SOSの出し方教育」だけでなく、「チーム学校」といった点に視座を据えて、「保護者と一緒に子どもたちを見守る、子どもたちを育てる教育」を考えていきたいと思っています。

教 育 長 ほかにございますか。

住 石 委 員 この「まごころ」のところの「学校全体での道德教育の充実・読書活動の推進」とありますけれども、例えば、道德の授業は、国語の読解の授業とどこが違うんだと思われやすいものになっているような気がします。要は「説話」というか、どう持ってきてどう読み込ませるかみたいな授業が多いからなんですね。

読書活動というのは、どちらかという学力向上のほうに結びつけるのが本来の姿です。私自身も研究として、読書活動を教育のなかに取り入れたときに、学力の向上が認められたという経験があります。

「読書活動の推進」を「心の教育」のところに入れるというのも確かに一つの手段ですが、もっとも大きな意義は、本当は「学力の向上」にあるのではないかと、私は思っています。

例えば、「まごころ」のなかに「読書活動の推進」というものがあるのなら、「学力の向上」のほうにも、なんらかの読書活動に対する取組を加味していかないと、なにか、心に沁みる物語みたいな作品を読ませて、徳育・徳性を育むことしかないように見えます。

指 導 室 長 学力に関して、「学校の重点」のところで「学校図書館の活用」と入れさせていただいております。学校図書館には、各小中学校に学校図書館司書を配置し、学校図書館との連携、さらにICTの活用を含め、これに読書活動も併せて入れさせていただいております。

「まごころ」のほうの読書活動の推進については、子どもたちは、まだいろいろな経験をしていないというところから、読書をすることでさまざまなことに興味・関心を広げていたり、いろいろなことを読むことによって、心が耕されるような状況をつくっていききたいので、このように掲載させていただいております。

教 育 長 はい。ほかになにかございますか。よろしいですか。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。  
議案第1号について、原案のとおり決することにご異議ございません  
でしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第1号「令和5年度学校教育指導の指針について」、ご異議なし  
と認め、原案のとおり可決されました。

**議案第2号「鎌ヶ谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の  
制定について」**

教育総務課長 令和5年4月1日から鎌ヶ谷市個人情報の保護に関する法律施行規則  
(令和4年鎌ヶ谷市条例第17号)に必要な改定を施すものです。

個人情報保護法の改定に伴い、本市でも個人情報保護に関する法律施行  
規則の改定が必要となりました。鎌ヶ谷市事務決裁規定において、個人情  
報保護条例の一文が引用されていることから、今回の改定となりました。

改定内容としては、教育委員会事務決裁規程別表第一の1「(22)個人  
情報保護条例で規定する開示・不開示等の決定」を、「(22)個人情報  
保護法で規定する開示・不開示の決定」に改めるものです。

従来、地方公共団体ごとに個別に定められていた開示・不開示等の決定  
を、一元的に国が定める個人情報保護法として整備を行ったことから、今  
回の改定となりました。

教 育 長 これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

各 委 員 特になし

教 育 長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。  
議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ございません  
でしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第2号「鎌ヶ谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

**議案第3号「令和5年度図書館運営方針について」**

図 書 館 長 令和5年2月7日に開催した鎌ヶ谷市図書館協議会において、令和5年度の運営方針について委員から示された意見がまとまりましたので、鎌ヶ谷市教育委員会行政組織規則第4条第20号の規定により教育委員会の議決をいただきます。

運営方針の内容ですが、平成22年度に策定した鎌ヶ谷市立図書館運営基本方針のもとに、その年度ごとに重点的に取り組むべき個々の施策を明確に示すものであることから、基本方針の(1)から(5)は、これまでの運営方針を踏襲した内容となっています。

その基本方針に基づく主要施策ですが、主に新規の取組を中心にご説明いたします。

一つ目として、基本方針(2)「子どもの読書活動を推進します」の主要施策として、令和3年度に策定した「鎌ヶ谷市子どもの読書活動推進計画(第二次)」に基づいた事業展開として、4ヵ月健診の際に絵本のプレゼントと親子への読み聞かせを行うブックスタート事業に続き、3歳から小学校入学前を対象とするフォローアップ事業、また、市内の小学生を対象に学校図書館活動のリーダー的な役割を担う子ども司書の養成を目指す「子ども司書養成講座」の取組を明記いたしました。

二つ目として、基本方針(4)「ボランティアの育成と参加を促進します」の主要施策として、市民参加・協働の促進及びボランティアの育成を明記しました。

読み聞かせボランティアについては、所属ごとに把握している現状がございしますが、ボランティアの方の育成と活動の場の拡大について、関係各課と調整を図ってまいります。

三つ目として、基本方針(5)「利用者へのサービスの強化を図ります」の主要施策②「情報化の推進」として、2階の参考資料室における情報化推進の機器を導入し、併せて、図書館レイアウトの変更等を検討することを明記しました。

また、主要施策③「図書館改修事業」として、令和4年度に実施した図書館の外壁診断の結果を受け、外壁及び屋上防水改修工事の実施設計を行い、また図書館隣接地を購入し駐車場スペースを確保し、利用者の利便性の向上を図ります。

教 育 長 これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

住 石 委 員 基本方針（1）の主要施策②ですが、新型コロナの文言は本当にまだ必要なのか。新型コロナは、場合によっては中止にしたり延期にしたりするのかということもあるかもしれないが、少し疑問を覚えます。逆にもう、いまの段階であれば、「図書館機能を活用して……」以下だけでもいいのではないかという気持ちもする。

あるいは、「5類」になったとしても、また亜種みたいのが出て拡大してしまったら、「イベントをもっと見直せよ」といったことを言われるのではないかという心積もりで書いているのでしょうか。

図 書 館 長 現在の活動に関しては、基本的な感染対策は、市としての方針ですから、基本的な対策はしっかりと行った上で、事業を展開していくことになっています。しかし、指摘のあった表現については、もう一度、考えてみたいと思います。

学校教育課長 イベント等につきましては、感染状況がまだどうなるか分からない部分もありますので、この文言は、このまま残していきたいと思います。

住 石 委 員 「インフルエンザの流行期だから図書館のイベントが中止になる」などということは、私はいままで聞いたことがない。学校でいえば、学級閉鎖、学校閉鎖というのはあるかもしれない。けれども、結局は「その程度のもの」だと思っている。

これまでに、インフルエンザが流行しているから、市の行事が制限されるということはありませんか。

いままでは、それで良かったのかもしれないけれど、国のほうも、「積極的にやっけていきなさいよ」といったようなことを言っている。

そういう方針になっているのだから、わざわざここに、令和5年度の方針としてこういう文言を入れて、再度流行したら見直すよ、みたいなことを明記するのは、果たして、いかがなものかと思う。そういう文言を入れると、「この文章を書いた人はコロナが5類になって国の方針も変わったというのに、そんなことさえ分からないのか、考慮していないのか」という疑念を読み手に与えかねないし、あるいは、そういう印象を与えるのではないかと、私はそちらのほうに逆に危惧を覚えます。

石川委員 コロナウイルスに限れば、もう5類になったということですから、そんなに気を払わなくてもいいと思います。しかし、コロナウイルスに限らず、新型インフルエンザとか、そういう感染の拡大は十分予想されることであるのは確かです。

ですから、「新型コロナウイルス」という言葉はともかくとして、「その感染症を発症したときに、それなりの対策をとりますよ」といったようなことは入れたほうがよろしいかもしれないですね。

教育長 そういうような表現に変えることはできますか。

図書館長 はい。

教育長 では、そういう方向で検討してください。  
ほかになにかございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 議案第3号「令和5年度図書館運営方針について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

以上で、議案事項を終了し、報告事項に入ります。

..... ここから報告事項 .....

**報告第1号「令和4年度鎌ヶ谷市教育委員会児童生徒表彰式について」**

学校教育課長

2月7日、鎌ヶ谷市きらりホールにおいて、「令和4年度鎌ヶ谷市教育委員会小中学校児童生徒表彰式」を実施しました。

本年度も、文化・スポーツと、それぞれの分野で活躍した34名（個人の部31名、団体の部3団体）が皆川教育長から賞状とメダルを受け取りました。市長にもご出席いただき、これまでの苦勞へのねぎらいと、今後のさらなる飛躍を期待する言葉をいただきました。

小学校・中学校のそれぞれの代表者から感想を発表してもらいましたが、これまでの取組や思いをしっかりと語ってくれました。

今回表彰を受けた子どもたちの中から将来、さらに高いレベルで活躍する選手が育つことを願うとともに、来年度も多くの児童生徒がこの表彰式に参加できることを期待します。

教 育 長

ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

各 委 員

特になし

《ここから非公開》

**報告第2号「支払督促に対する異議申立てにより訴訟に移行した学校給食費請求事件について」**

---

報告第2号「支払督促に対する異議申立てにより訴訟に移行した学校給食費請求事件」について、報告がありました。

---

《ここまで非公開》

報告第3号「令和5年度4月の行事予定について」  
(資料に基づき説明を行いました)

《ここから非公開》

報告第4号「学校の近況報告について(指導)」  
報告第5号「学校の近況報告について(管理)」

---

報告第4号「学校の近況報告について(指導)」及び報告第5号「学校の近況報告について(管理)」について、報告がありました。

---

《ここまで非公開》

教 育 長 それでは、本日の定例会における議案事項、報告事項については、すべて終了いたしました。

「鎌ヶ谷市教育委員会3月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和5年6月8日

教育長 皆川 征夫

教育委員 久野 義春

作成者 岩見 健治



